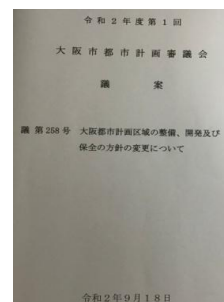


どうなる大阪市の都市計画

昨年9月18日に大阪市役所で開催された「令和2年度第1回 大阪市都市計画審議会」（都計審）を傍聴した。傍聴人は私1人で、20数名の学識経験者・市会議員、多くの職員のなかで浮いた感じであった。写真の議案「大阪都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」事務局から提案され、5人の市民から提出された「意見書」の説明などが行われた。「意見書」を提出していた私が、緊張気味に正面演壇で陳述した。都計審では「意見書」提出者が申し入れると、こうして陳述の機会がある。



5分間の陳述では、提案された「計画区域マスタープラン」は近年の社会経済情勢の変化として、現在進行中のコロナ危機についてはまったく触れていない。コロナ危機は経済社会のあり方だけでなく、大都市のあり方にも大きな影響をあたえつつあり、ポイントだけでも記載すべきではないか。それと、大阪市廃止・特別区設置という制度改革は、本マスタープランが掲げる「都市づくりの目標」とする矛盾するので、住民投票の結果が出るまでは、拙速な決定は慎むべきではないか。夢洲などのまちづくりについても問題点を指摘した。

議案の審議ではコロナ禍の先が見通せない中で、採択の延期を求める発言があったが、都市計画案は原案通り決定された。住民投票の結果、大阪市存続が決まった。だが主要な都市計画権限を大阪府に一元化するなど、大阪市存続を骨抜きにする条例案が提出されようとしている。大阪市の都市計画はどうなるのか。ここでは、9月の都計審で配布された「都市計画審議会及び都市計画決定権限について」という資料を紹介したい。

平成12年4月1日に施行された都市計画法において、従前の「都市計画地方審議会」にかわる「都道府県都市計画審議会」（同法第77条）のほかに、新たに「市町村都市計画審議会」（同法第77条の2）が定められました。

指定都市である大阪市には、指定都市の特例（同法87条の2）により、都市計画審議会を設置することが定められ、「大阪市都市計画審議会条例」（平成12年大阪市条例第22号）の制定により、「大阪市都市計画審議会」を設置しました。

指定都市である大阪市の都市計画決定権限は、指定都市の特例（同法第87条の2）により、都道府県並に大幅に拡大され、街路や都市高速鉄道等の都市基盤施設、市街地再開発事業や土地区画整理事業等の面的整備事業、用途地域等の地域地区など、都市計画決定権限の大部分が大阪府に属することとなり、これらの都市計画については、大阪府都市計画審議会の議を経て、決定しています。

大阪市域内における大阪府の都市計画決定権限は、都市計画区域指定または変更などに限定されており、これらの都市計画については、大阪府都市計画審議会の議を経て、決定されます。

(2021年1月29日)